

# 仕 様 書

1 車 種	小型自動車、5ドア以上、7～8人乗
2 規 格	<p>(1) 総排気量 1,433CC以上</p> <p>(2) 駆動方式 四輪駆動</p> <p>(3) ミッション形式 オートマチックまたはCVT</p> <p>(3) 塗装 シルバー系、ホワイト系もしくはブラック系(3台の色は、同一色でなくても可)</p> <p>(4) 環境対応 ハイブリッド車(ガソリン)またはクリーンディーゼル</p> <p style="margin-left: 20px;">ハイブリッドガソリン: 排出ガス基準☆4以上、かつ燃料基準令和2年度以上</p> <p style="margin-left: 20px;">クリーンディーゼル: 排出ガス基準☆3以上、かつ燃料基準平成27年度+20%を満たすもの</p>
	<p>適合品</p> <p>三菱デリカD:5 3DA-CV1W トヨタノア6AA-ZWR95W セレナ6AA-SNC28</p> <p>※ 規格を示す物品の例として「適合品」を示しているが、当該製品を指定するものではない</p> <p>※ 適合品以外で参加する場合は、事前に担当課へ同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の同等品条件を満たしていることが分かる書類を提出し、担当課の確認および署名を受けた後、入札書提出時に同等・規格確認書(原本)を提出すること。</p>
3 年 式 指 定	令和7年式以降(新規登録)
4 付 属 品	<p>① スタッドレスタイヤ(必要数)      ② アルミホイール(必要数)      ③ スペアタイヤ又はパンク修理キット</p> <p>④ スノーブラシ      ⑤ スノーブレード      ⑥ スノーマット(運転席を除く全席分)</p> <p>⑦ サイドバイザー      ⑧ エアコン      ⑨ フロアマット</p> <p>⑩ ラジオ(FM・AM)      ⑪ エアバック(運転席・助席共に)      ⑫ ラグジジトレイ</p> <p>⑬ カーナビゲーションシステム(一体型・2DIN・テレビ機能無し)      ⑭ リアカメラ</p> <p>⑮ ドライブレコーダー(200万画素以上、前後カメラタイプ、記録媒体付き、オートフォーカス機能付き)</p> <p>⑯ 標準工具一式      ⑰ スノーヘルパー</p>
5 リース料に 含む項目	<p>① 登録納車諸費用      ② 自動車取得税      ③ 自動車重量税</p> <p>④ 自動車賠償責任保険      ⑤ 自動車税      ⑥ 任意保険</p> <p>⑦ 車検・車検付帯整備      ⑧ 法定点検・法定点検付帯整備      ⑨ 事故処理</p> <p>⑩ 事故修理(車両保険付保持)      ⑪ 一般整備・一般修理・一般消耗部品交換</p> <p>⑬ バッテリー交換      ⑭ オイル・油脂類交換(補充含む)      ⑮ 夏・冬タイヤ必要数(交換及び保管)</p> <p>⑯ 定期点検、車検、法定点検及び修理(事故時含む)時の代替車      ⑰ 定期点検(6か月)</p> <p>⑱ 夏・冬ワイパーブレード必要数(交換)</p>
6 年間予定走行距離	一台あたり約10,000km(これを超過した場合でも、リース料の精算は行わない。)
7 借 受 期 間	令和 7 年 10 月 1 日 ~ 令和 12 年 9 月 30 日 (60ヶ月)
8 借 受 台 数	3台
9 引 渡 場 所	札幌市白石区土木センター(白石区本通14丁目南5-32)
10 保 管 場 所	札幌市白石区土木センター(白石区本通14丁目南5-32)
11 保 険 等	<p>(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注契約者の負担とする。</p> <p>(2) 任意保険は、受注契約者の負担とし、下記による。</p> <p>① 年齢制限 無制限</p> <p>② 対人保険 無制限</p> <p>③ 対物保険 無制限(免責額なし)</p> <p>④ 搭乗者保険または人身傷害保険 無制限</p> <p>⑤ 交通事故賠償関係示談サービス付</p> <p>⑥ 車両保険 時価(免責額なし)</p> <p>⑦ 任意保険証書の写しを車検証に添付する。</p> <p>⑧ 札幌市のフリート割引がある場合は、これを適用すること。</p>
12 メンテナンス等	<p>(1) 定期点検、車検及び法定点検は、受注契約者の責任において確実に実施すること。</p> <p>(2) 定期点検、車検及び法定点検及び修理の期間中は、同等の代替車を用意すること。</p> <p>(3) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、札幌市の指示に従い、受注契約者の責任において確実に履行すること。</p> <p>(4) 夏・冬タイヤの組み替え及び保管は、札幌市の指示に従い受注契約者が行うこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">なお、タイヤの使用期間は新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合でも安全走行に耐えない摩耗または劣化が認められる場合にはすみやかに交換を行うこと。</p> <p>(5) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料費及びパンク修理費用は、札幌市の負担とし、その他要する経費は、受注契約者の負担とすること。</p> <p>(6) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び受注契約者の双方とも容器内100%とする。</p> <p>(7) 本件賃貸借契約及び本仕様書に定めのない事項並びに契約履行上疑義が生じたときは、札幌市及び受注契約者双方協議の上決定すること。</p> <p>(8) 借受期間終了後は、受注者が保管場所から車両を引取ること。</p> <p>(9) 借受期間終了後における当該借受物品の買取又は再リースについて、受注者と札幌市は協議できることとする。</p> <p>(10) 期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料の変更は行わない。</p>
13 そ の 他	<p>(1) 借受開始日(納車日)に納車できない場合は同等の代替車を用意し、その費用は受注者の負担とする。</p> <p>(2) 不明な点については、事前に札幌市と協議すること。</p>